

Title	靈亀三年十月三日格について
Sub Title	The Kyaku (格) on the Third of October in Reiki (靈亀) three
Author	田島, 裕久(Tajima, Hirohisa)
Publisher	三田史学会
Publication year	1983
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.53, No.2/3 (1983. 7) ,p.109(215)- 123(229)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19830700-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

靈龜三年十月三日格について

田 島 裕 久

(一) 田令官人百姓条の「売買」

日本古代の土地制度についての研究は、その根幹をなす班田収授制を中心に行なわれてきたといつてよい。そして、『続日本紀』や『令集解』などの史料による制度史研究により一定の成果を収めてきたが、残されている問題も少なくない。土地所有の問題も、その一つにあげることができよう。

菊地康明氏は、土地所有論の視点から、古代の土地売買が不動

産質と深く関連していたとし、更に墾田永年私財法以前の墾田を含めた土地永売の事実を指摘して、私的的土地所有の早期開花を主張された。⁽¹⁾ こうした菊地氏の見解は、土地私有主義学説と評価することができる。⁽²⁾ 氏の見解は、きわめて体系的であり、その全体についての検討は容易ではない。しかし、氏が論拠とされた墾田永年私財法以前の土地永売史料に関しては、すでに吉村武彦・伊藤循両氏が疑点を指摘しておられる。⁽³⁾ その永売史料とは、次の五例である。⁽⁴⁾

(1) 和銅六年三月壬午詔の「売買」⁽⁵⁾

この靈龜三年十月三日格とは、田令集解の賃租条古記に引用されているものである。即ち、養老田令賃租条

凡賃^(A)租田^(B)者各限^(C)一年。園任賃租及売。皆須^(D)経^(E)所部官司^(F)申牒。然後聽^(G)。

この(C)の部分に付された古記は、

古記云。依^(H)靈龜三年十月三日格。經^(I)職賣買。即立^(J)券文。國亦放^(K)此耳。^(L)

靈龜三年十月三日格について

と解釈している。この格は、『続日本紀』や『類聚三代格』にもみえず、この古記が唯一の史料である。しかし、古記の文章は格の取意文であるから、全文がわからぬため、その正確な内容は不明といわねばならない。この靈龜三年格のごとく、他史料にはみえず、古記にのみ引用されている格は少くない。⁽¹⁰⁾『類聚三代格』は、『弘仁格』『貞觀格』⁽¹¹⁾『延喜格』の三代の格の全てが原則として類聚されたと推定されるので、この靈龜三年格は、『弘仁格』に収録されなかつたと考えられる。

菊地氏はこの格について、「経職売買、即立券文、國亦放此耳」とあるのは、(中略)古記注者の格の原文にもとづく説明文であろう。ほかに史料がないので原文は不明であるが、右によつて京職あるいは摂津職に宛てられた格で、内容は土地売買のとき券文を作成するよう命じたものと推測される。『國亦放此耳』とは古記の注文であろう」と述べておられる。そして、この格のもつ意味を、「永売・賃租とともに立券・認可すべきことを職国官司に命じた最初の法令」としてとらえ、更に「養老田令賃租条の『……皆須經所部官司申牒、然後聽』の箇所が、大宝令文になく、靈龜三年格で单独施行されてのち、養老の段階で令文に採り入れられたという推測を可能にするものではなかろうか」と結論づけられるのである。⁽¹³⁾

この格が、養老田令賃租条の(C)の部分の古記に引用されていふ以上、菊地氏のごとく解釈することは十分可能と思われる。しかし、この格が一般の行政区画である「国」ではなく、「職」にあてられたものであるという点に注目したい。「職」が、平城京

の左右京職と摂津職のどちらをさすかは、即断できない。しかしこれは後述の理由から、左右京職にあてられた格と推測する。⁽¹⁴⁾それならば、京職の管内において存在したと思われる土地の地目は、ある程度限定できるのではないであろうか。結論を先に述べるならば、「経職売買」の地目は、宅地か園地であつたと考えるのである。こうした地目に対する注意が、従来は看過されていたと思われるので、この点に着目して靈龜三年格を再検討してみたい。

三

養老職員令左京職⁽¹⁶⁾条には、左右京職の職掌が規定されている。それを同令大国条⁽¹⁷⁾の一般の国司の職掌と比較してみれば、「勸課農桑」が含まれていないことに気づく。これは同令摂津職条にはみえるが、その穴記は、

穴云。勸課農桑。謂勸課所部也。問。京職百姓受田津国。未_レ知。誰勸課。答。有田之国。移_レ京職。勸課耳。故京職注。无_レ云。勸課⁽¹⁸⁾也。

という注目すべき解釈を示している。「京職注」とは、左京職条穴記に続けて記された次のような解釈である。

問。田者戸口之分歟。答。然也。問。宅者依田令。知_レ売買歟。答。然也。師云。京職不可_レ勸課。但有_レ田之国。可_レ勸課_レ故。此職不_レ注_レ勸課⁽¹⁹⁾。

これらの解釈からわかることは、左右京職の百姓(京戸)は津国、即ち摂津国において受田している、つまり口分田を京外で班給さ

れでいるという事実である。穴記によれば、それゆえに「勧課農桑」という職掌が、左京職条に規定されていない、ということになる。しかし、この点については、京職は京官ゆえに「勸課農桑」を同じ京官の民部省の所管としたため、左京職条には規定されていないのであろう、と見る見解も存する。⁽²⁰⁾ 京職の性格を考えるならば、それは妥当なものであらう。しかし、実際には、やはり穴記が述べているような状態が存したと思われる。同じ左京職条令釈が、

釈云。案。此職掌无_レ勸_ニ課農桑之文。然則荒田之日。不_レ可_レ科_レ罪。丁考一説事略耳。⁽²¹⁾

と解釈していることも、それを裏付ける。令釈のいう「罪」とは、戸婚律部内田疇荒蕪条をさすと考えられるが、それは、

凡部内田疇荒蕪者。以_ニ十分論。一分笞卅。一分加_ニ一等。罪止_ニ徒一年。国郡各以_ニ長官為首。佐職為從。⁽²²⁾

というものである。そして「部内」とは、本来は「郡及里長所管田」の意味である。⁽²³⁾ つまり、令釈は、京職の所管田が存しないことを認めた上で、「然則荒田之日。不可_レ科_レ罪」と解釈したと思われる。

勿論、穴記は養老令の解釈であり、しかも穴記の成立年代から考えて、平安京の京戸を対象とした解釈の可能性が大きい。⁽²⁴⁾ そこで、大同四年九月十六日の太政官符「応_レ授_ニ居_ニ住外國_ニ京畿内百姓口分田_ニ事」姓口分田_ニ事」に注目してみたい。

太政官符

応_レ授_ニ居_ニ住外國_ニ京畿内百姓口分田_ニ事

靈龜三年十月三日格について

右太政官去大同三年二月十六日下伊賀等一十五国符傳。被右大臣宣傳。奉_ニ勅。凡班_ニ給口分_ニ理須_ニ由_ニ本貫。今聞件百姓等。離_ニ去鄉邑_ニ就_ニ田居住。雖_ニ不_レ闕_ニ調徭。而臨時徵發有_レ名無_レ身。於_ニ事准量深乖_ニ政道。宜_ニ早下知盡令_ニ還帰。若情願_ニ留者。隨即編附。又其名帳細檢將_ニ為_ニ言上。自今以後。停_ニ給_ニ畿外。⁽²⁵⁾

大同四年九月十六日。⁽²⁵⁾

この官符の大要是、京畿の百姓は居住地から離れた国において口分田を班給されており、そのために、調徭は貢納できても臨時の徵發に応じることはできない、もし班給地にとどまることを願う者にはそれを許し、これ以後は畿外において班給することをやめよ、というものである。⁽²⁶⁾ つまり、京畿の百姓が、「伊賀等一十五国」において班給されていたことが知られるのである。この十五カ国の中には、畿内の摂津国は含まれていないと思われるが、十世紀末頃の内容をうかがわせる史料とされる摂津国租帳によつて、京戸の口分田が摂津国に存在したことがわかる。従つて、前掲の穴記の内容は、現実に即したものということができよう。

それ以外にも、京戸の口分田は、山城国葛野郡において存在したことが確認される。つまり、「天長五年の班田図に応ずるものであろう」と考えられる山城国葛野郡班田図には、三名の京戸の口分田が記載されているのである。⁽²⁷⁾

その他にも、平安京の京戸の口分田に関する史料は散見するが、本稿で確認したいのは、その班給地は京内でなかつた可能性が大きいという点である。そのように考えてこそ、『延喜式』左右京

式京中水田条の

凡京中不_レ聽_レ営_レ水田。但大小路邊及卑濕之地。聽_レ殖_レ水葱_レ
芹蓮之類。不得_レ因_レ此廣_レ溝迫_レ路₍₃₀₎。

という規定と、以上の史料を結びつけることができる。この規定の前提として、『続日本後紀』承和五年七月丙辰朔条の
勅。如_レ聞。諸家京中。好営_レ水田。自今以後。一切禁斷。但
元來卑濕之地。聽_レ殖_レ水葱_レ芹蓮之類₍₃₁₎。

という勅をあげることができる。ところで、これらの史料から、大井重二郎氏は「平安京に於いてさえなお都中に田地園地の存在を知り得る」と指摘される。また、同じ『延喜式』左右京式閑地条は、次のような内容である。

凡京中閑地者。不_レ論_レ貧富。量_レ力播_レ種時當作。並加_レ勤課₍₃₂₎
令_レ盡_レ地利₍₃₃₎。

つまり、京内の閑地を耕地として積極的に利用することを勧めているのである。すでにこれ以前にも、弘仁十年十一月五日太政官符₍₃₄₎、天長四年九月二六日太政官符₍₃₅₎、貞觀八年五月二一日勅₍₃₆₎は、この規定と同様に閑地の利用を強調している。この一連の法令の対象地目は、水田と思われるが、それならば京中水田条の趣旨と一致しない。この二つの相反するような規定が、同時に存在することをどのように考えるかが、一つの問題である。しかし、京中水田条が存在する以上、原則として水田の耕営は許されなかつたのではないであろうか。つまり、平安京内の水田の存在は、前掲の

承和五年七月丙辰朔条からも確かにうかがえるが、結論としてその存在を否定している点こそ重視したい。閑地条及びそれに連な

る法令は、京中水田条にみられるような制約を受けていたと考えられるのである。この点について、村井康彦氏も、「閑廃地の利用も主として麦畠や茶園程度にとどまっていたのであらう」と述べておられる。更に、京戸の歴史的性格として、「口分田はもとより墾田の所有や耕営に大きな制約があり、当初の『京中農民』的性格を放棄せざるを得なかつた」⁽⁴⁰⁾という点を指摘しておられるが、基本的には従うべき見解と思われる。

前述の通り、平安京の京戸の口分田に関する史料は散見するが、本稿が対象とする平城京の場合は、より不明な点が多いといわねばならない。しかし、古代都城の成立を、「条坊街区をつくることは、単にそこに官僚を居住させるだけの意味にとどまらず、都城の儀礼的空間の一環として形成されたもの」⁽⁴¹⁾としてとらえるならば、平城京についても、「『都』という農業生産を第一義的目的とせず、宮城・官衙を中心とした政治的機能を果たすために設計された都市構造をもつ特殊な地域」⁽⁴²⁾という基本的性格を認めることができよう。その点からも、京中に水田が広く存在したとは考えにくい。勿論、『延喜式』京中水田条の内容を、安易に八世紀の段階にまでさかのばらせて重視することは危険である。⁽⁴³⁾しかし、たとえ京中に水田が存在していたとしても、それは例外的な存在であつたとみるべきだと思うのである。

例え、天平宝字五年十一月二七日の大和国十市郡池上郷屋地売買券には、

一区地参段 在板倉壹宇板屋参宇 東限朱雀路 西溝并小道 南即広長口分田 北車持朝臣仲智地⁽⁴⁴⁾

人広長であるから、京戸の口分田が京外の十市郡に存在したこと
が知られる。また、宝亀三年一月二十五日の丈部浜足月借錢解に
も、

質物家壹区地十六分之半板屋二間 (45)
又口分田三町葛下郡

という記載があり、京戸の丈部浜足の口分田が、京外の葛下郡に
存在したことがわかる。このように、やはり平城京の場合につい
ても、京戸の口分田は京外で班給されたと推測できるのである。⁽⁴⁶⁾

しかし、『続日本紀』天平十九年七月辛巳条によれば、

詔曰。自去六月。京師亢旱。由是。奉幣帛名山祈雨諸
社。至誠無驗。苗稼焦凋。此蓋朕之政教不徳。於民乎。宜
免左右京今年田租。⁽⁴⁷⁾

左右京の田租の免除が行なわれたことがわかる。この記事から、

直木孝次郎氏は、「京内にかなり水田があつたことがわかる」と
指摘しておられる。しかし、「免左右京今年田租」とは、左右京
の京戸の田租を免じるという意味である。即ち、京戸の口分田の
班給地に関する特別な事情を考えれば、京内における広汎な水田
の存在を、必ずしも証明するものではないと思われる。

また、本稿が対象とする靈亀三年といえば、平城遷都から十年
も経過していない。それゆえに、平城京造営以前に存在していた
田地が、そのまま京内に取り込まれて残存していた可能性もある。
確かに、平城京造営に際して、和銅元年十一月には、
遷菅原地民九十余家給布穀。(49)

のごとく、菅原の民を他所に移動させたことが知られる。また、

靈亀三年十月三日格について

平城京について、「京城はいたずらに廣く、その内部に田畠・空
地・沼澤などが、かなりの面積を占めていたらしい」と推測する
ことも妥当であろう。しかし、『日本書紀』天武五年の次の記事
に注目したい。

是年、將都新城。而限内田園者、不問公私、皆不耕悉
荒。然遂不都矣。⁽⁵⁰⁾

つまり、宮都造営にあたり、耕作が中止された事実がわかる。⁽⁵¹⁾そ
して、この点は、平城京造営にも該当したのではなかろうか。

以上の検討によって、京内における水田耕作は原則として考
にいくこと、即ち、京内の地目として水田は想定しにくいことが
明らかになつたと思うのである。

四

前節の結論は、養老職員令左京職条に「勧課農桑」という職掌
が規定されていないことの意味を検討して、導き出されたもので
あつた。しかし、本稿が取り上げる靈亀三年当時の現行法は大宝
令であるから、大宝令においても同様であったかを吟味する必要
がある。そこで、左京職条古記に注目したい。

古記云。莫課殖桑漆。仍勸課農事耳。⁽⁵²⁾

この古記の文章をそのまま理解するならば、「勧課農桑」ではな
く、「勸課農事」が大宝官員令左京職条に規定されていたとも考
えられる。⁽⁵³⁾しかし、滝川政次郎氏も指摘される通り、大宝令にお
いても、その類の語句は京職の職掌に含まれていなかつたと思わ
れる。それならば、「勸課農事耳」という古記の内容が問題に

なる。実は、この点については、明確な説明が難しいのであるが、いくつかの推測は可能である。

例えば、主に京外に班給されたと思われる京戸の口分田の処置についてである。つまり、その口分田が還公に及んだ場合を考えたい。戸令造計帳条⁽⁵⁶⁾は、毎年六月三十日以前に部内の戸から手実を提出させ、未提出の戸があれば、それを旧籍より転写して口分田を還公することを、京国官司に命じている。その還公された口分田は、不輸租田として、京職が地子田經營を行なう。その諸規定は、『延喜式』にみえるが、それが職写田である。そして、職写田の初期の史料として、『続日本紀』宝亀十年九月戊子条があげられる。

勅曰。依_ニ令條。全戸不_レ在_レ郷。依_ニ旧籍。転写并顯_ニ不在之

由。而職檢_ニ不_レ進_ニ計帳_ニ之戸。無論_ニ不_レ課及課戸之色。惣取_ニ

其田。皆悉賣却。一取之後。更無_ニ改還。濟民之務。豈合_ニ如_ニ
此。⁽⁵⁷⁾

しかし、職写田の經營が、必ずしも宝亀十年から始められたと考える必要はない。恐らく、それ以前にも同様の処置がなされていたと推測しても、大過ないであろう。そして、このような京職による職写田經營を、古記の「勅_ニ課農事_ニ耳」の一例として考えたい。

あるいは、京職のみならず摂津職・大宰府・大国の各条に職掌として規定されている「字養百姓」と、結びつけて考えることも可能である。「字養百姓」を左京職条令釈は、

釈云。毛詩伝曰。字愛也。左氏伝杜預云。字養也。案。以_ニ義

倉物_ニ申_レ官。賑_ニ給餌飢人等_ニ也。⁽⁵⁸⁾

と解釈している。つまり、非常時に義倉を開いて民を救うことを、「字養百姓」の内容とみなしているのである。義倉の性格は必ずしも明確でないが、賦役令義倉条⁽⁵⁹⁾によれば、粟の徵収が規定されている。この義倉と粟の関係を想起するならば、「字養百姓」も「勅_ニ課農事_ニ耳」という古記の内容と関連してくるのではないか。

以上の考察によって、左京職条古記の「勅_ニ課農事_ニ耳」という内容が説明可能と思われる。そして、やはり大宝令においても、「勅_ニ課農桑」は京職の職掌として規定されていなかつたと考えるのである。

五

これまでには、京内における地目として口分田などの水田が考えにくいことを論じてきたが、本節では園地について検討を加える。

園地は、主に養老田令においては園地条と賃租条によって規定されており、宅地と異なり、班給と收公が行なわれる。また、園地条と桑漆条の義解及び穴記の解釈から、桑漆の栽培地として想定されていたと考えられる。

そして、各条の大宝令文の復原については、園地条には特に問題点はなく、養老令文との重要な相異は認められない。桑漆条は、集解に古記が全くみえないことから、大宝令における存否が問題にされてきた。しかし、大同二年正月二十日の太政官符「応_ニ七

道諸国催殖桑漆事」が引用する天平二年五月六日格に、「嚴加_ニ捉搦_ニ依_ニ令殖滿」⁽⁶⁰⁾という文言がみえることから、大宝令において存在したことが確認できよう。

そして、賃租条については、公田条の復原とも関連して、「賃租」の語の存否をめぐって見解が分かれている。しかし、園地が田と異なり、賃租及び永壳をともに許されていたとする点では一致する。⁽⁶¹⁾ このような点を考えるならば、園地の基本的性格、特に桑漆条との密接な関係は、大宝令制においてもほぼ同様であつたとみてよい。

園地を以上のように考えるならば、「園地と宅地の取り扱いが相対的に区別されて」⁽⁶²⁾おり、「日本田令の園地は宅地の付属地といふ性格が稀薄であり、園宅地を一括して扱うことは不可能である」とされた吉村武彦氏の指摘に従うことができる。しかし、周知のことく、園地の実態は不明な点が多く、園地・畠・陸田の異同も明らかにしにくい。そして、ここで問題にする京戸の園地についても、史料はきわめて乏しい。

秋山国三氏は、京戸の園地について、宅地と園地の関係を重視し、宅地を「舍屋の有無によって宅地ともいい園地ともいわれ、広くいえば田に対する畠である園地の中に含められるべきものか」としてとらえ、「園地は宅地をも含め京内において班給されただるべきであろう」と述べておられる。⁽⁶⁴⁾しかし、桑漆の栽培地としての園地を、宅地と同一化してとらえることに問題があることは前述の通りである。また、秋山氏は具体的な根拠を提示されていないので、園地が京内に班給されたと即断することはできない。⁽⁶⁵⁾私は、口分田と同様に、園地も原則として京外に班給され

たとみるべきだと考える。

それには、やはり職員令左京職条が一つの手がかりになる。つまり、京職の職掌には「勧課農桑」が含まれないのである。そして、「勧課農桑」という語句からして、当然、「桑」についての職掌も京職は負つていなかつたことがうかがえる。前掲の左京職条古記は

古記云。莫_ニ課_ニ殖桑漆。仍勧_ニ課農事_ニ耳。⁽⁶⁶⁾

と解釈しており、大宝令制下の平城京においても、桑漆の栽培地としての園地が、原則として存在しなかつたことが推測できよう。

九世紀においても、元慶三年十一月四日の太政官符「応_ト以_ニ京戸女口分田_ニ加_ニ給畿内男_ト事」の中に、

京戸之女事異_ニ外国。不_レ知_ニ蚕桑之勞。都無_ニ杵臼之役。⁽⁶⁷⁾ という文言がみえ、同様な状況がうかがえる。しかし、十世紀に入ると、京職に桑の栽培を命じる法令が出されるに至る。⁽⁶⁸⁾ただし、これは十世紀段階であり、令の規定自体からは桑漆の栽培地は京内に存在しないことが導かれると言えるのである。

しかし、平城・平安両京内において、「園地」と称される土地が存在したことを示す史料がある。例えば、『延喜式』大学寮式諸国田条はその一例である。

山城國久世郡畠一町。永為_ニ菜圃。其在_ニ京中_ニ園地者。任令_ニ得業生等居住。若有_ニ余地_ニ者。種_ニ殖雜菜_ニ以充_ニ食料_ニ。これは、京中の「園地」を得業生等の宅地に転換する史料として理解できるが、「若有_ニ余地_ニ者。種_ニ殖雜菜_ニ」のごとく、宅地の

一部を菜園として利用する点に注目したいのである。これは、個人レベルの史料ではないが、そのような利用は決して特殊なものではなかつたと思われる。『延喜式』閑地条に連なる前掲の天長四年九月二六日の太政官符は、京内の閑地の利用を強調した上で、

但外任之宰解秩之間。環堵為墟。况園地乎。此等地者非勘
勾限。左京職准此。⁽⁷⁰⁾

と結んでいる。この「環堵為墟。况園地乎」という文言は、家の周囲の垣根が崩れ落ちてしまつてゐるのだから、ましてや園地はひどく荒れてゐるであらう、といった意味である。この「園地」は、環堵（宅地）と並称されており、宅地との深い関係が想起される。また、天平二十年十一月十九日の伊賀国阿拝郡柘殖郷舎宅墾田売買券⁽⁷¹⁾にみえる家一区は、地二町に屋八字及び板倉七間が建てられ、更に墾田七町二段が付属していた。地二町は六千坪以上にあたるから、屋・板倉の建造物の敷地分を除外しても、広大なスペースが生じる。このスペースで、蔬菜などの栽培が行なわれたであらうことは想像に難くない。これは、京外の庄所の場合であるが、平城・平安両京内においても、宅地として班給された土地の一部を、蔬菜などの栽培に利用していたことは十分に考えられる。このような「園地」は、田令が想定していたであらう桑漆の栽培地とは異なり、宅地と深く関連する土地としてみるとができるのである。

また、天平勝宝八歳六月十二日の孝謙天皇東大寺宮宅田園施入勅によつても、平城京内の「園地」の存在が知られる。

勅

奉入東大寺宮宅及田園等

五条六坊園_{葛木寺以東}地肆坊_{坊別一町二段廿四歩}四至_{東少道南大道西少道并葛木寺北少道并大安寺園}（後略）⁽⁷⁴⁾

この文書にみえる「五条六坊園」は、後に佐伯院の敷地となるが、「大安寺園」とあわせて、「園」に注意したい。この施入勅は、翌天平勝宝九歳正月四日付の左京職の勘判を受けてゐるが、その時に作成された絵図も付けられており、この土地の状況を知ることができる。それによれば、「五条六坊園」と「大安寺園」には松のようないい木が植えられており、桑漆の栽培地とは考えられない。また、宅地に付属するような土地でもない。「大安寺園」には井戸があるから、蔬菜などが栽培されていたのかもしない。この「園地」の実態は、「園」自身の字義とも関連して明らかにしきくいが、国家や大安寺が所有しており、個人が所有するものではないことに注目したい。

以上の考察をまとめると、平城・平安両京内には、口分田などの水田、そして桑漆の栽培地としての園地は、原則として存在しなかつたということになる。しかし、宅地と結びついているような菜園地としての「園地」は、確かに存在したと思われる。また、国家や寺院が所有する「園地」も存在したが、個人が所有するものではなく、靈龜三年格と関連するものではないと考えられる。

しかし、勿論、京内における農耕地の存在を全面的に否定するものではない。本稿で強調したいのは、京内においては、原則として水田や桑漆の栽培地などは想定しにくい、即ち、宅地こそ主要な地目であったのではないか、という点である。従って、靈龜三年格の対象地目としても、宅地及びそれに付属するような園地を、先ず想定するべきではなかろうか。つまり、京内の地目としては、広義の宅地をやはり重視したいと考えるのである。

六

靈龜三年格が、京内の宅地に関する法令ではないかとする私見について、若干補説しておきたい。

先ず、この格が引用されている田令集解賃租条の各説の解釈の仕方にについてである。再び、賃租条を掲げるが、

凡^(A)賃^(B)租田^(C)者。各限^(D)一年。園^(E)任賃租及売。皆須^(F)經^(G)所部官司^(H)申牒。然後聽^(I)。

靈龜三年格は、(C)の部分の古記に引用されたものである。ところで、(A)の朱説及び(C)の穴記に注目したい。

(A) 朱云。(中略)又私治田聽^(E)永売^(F)也。上条。放^(G)賣買宅地

文^(H)可^(I)聽也。(後略)

(C) 穴云。國郡相須。與^(E)上条^(F)同也。^(G)

この朱説と穴記にみえる「上条」が、田令宅地条をさしていることは明らかである。このような宅地条の引用のされ方を勘案するならば、(C)の古記が引用する靈龜三年格も、宅地に関連する法令と推測できるのではなかろうか。

そして、職員令左京職条をもう一度、取り上げたい。その職掌の中に、「勸課農桑」が含まれていないことはすでに述べたが、「田宅」という職掌が規定されている。「田宅」は、京職のみならず、摂津職・大宰府・大国の各条にも規定されているが、左京職条穴記は、

穴云。宅地賣買。有^(E)知事^(F)耳。^(G)

と解釈している。つまり、京職は、「勸課農桑」ではなく、穴記によれば宅地売買と結びつくような「田宅」を職掌としているのである。この点については、「田」があるのに「勸課農桑」がないのは不審⁽⁷⁹⁾とも思われる。しかし、「田宅」という語句は、摂津職・大宰府・大国の各条に共通する律令用語であり、そのため左京職条でも「田宅」として規定されていたと考えられる。つまり、左京職条朱説

朱云。知^(E)賣買事^(F)耳。不^(G)可^(H)校^(I)知田宅實^(J)。

における「田宅実」という解釈も、あくまで「賣買」と「校知」に関心があつたゆえのものとして説明できよう。従って、実際には、京職の職掌としては「田宅」ではなく、「宅」に近いものであつたと考えるのである。

これらの点からも、職にあてられた靈龜三年格は宅地売買と関連する可能性が大きい、と推測するのである。

次に検討しなければならないのは、この格があてられた「職」は、京職と摂津職のどちらをさすかという問題である。すでに述べた通り、これまでの考察は、「職」が京職をさすものと仮定した上でのものであった。従って、「職」を京職とみなした理由を

明らかにする必要がある。

靈龜三年といえば、和銅三年の平城遷都の七年後であり、いまだ京内での移動や建設作業も少なくなかったと思われる。例えば、靈龜二年五月には、

辛卯。始徙^ミ建元興寺于左京六条四坊。⁽⁸¹⁾

また養老二年九月には、

甲寅。遷^ミ法興寺於新⁽⁸²⁾京。

といった寺院の移転が行なわれている。そして、そのような状況ゆえに、靈龜元年五月には、

己丑。始充^ミ京職印。⁽⁸³⁾

のとく京職印が頒下され、更に同三年七月には、

秋七月己未。加^ミ左右京職史生各四員。⁽⁸⁴⁾

といった京職の機構整備が行なわれたのであらう。私は、靈龜年間のこれらの京職についての史料を重視したい。そして、それを前提にして、靈龜三年十月三日格を理解したいのである。靈龜三年格の「経^レ職売買。即立^ミ券文」⁽⁸⁵⁾とは、吉村武彦氏が指摘される通り、「手続き問題に主眼のある」内容である。これまでの考察をふまえて、それをより具体的に述べるならば、宅地売買に関する規定・手続きの確認・遵守を命じた法令と思われる。

この推測は、当時の政治史的位置づけによつても裏付けられる。野村忠夫氏によれば、靈龜三年は、和銅元年体制から藤原不比等政権への過渡期にある。⁽⁸⁶⁾ そして、その政治の特徴は、律令制的中央集権支配の徹底化にあつたといつてよい。即ち、「郷・『里』制の実施をとおす班田と負担收取との単位の細分化、諸国

から報告される民政経済上の諸帳簿の様式・調庸規格の厳正化による收取方式の細部にわたる法制的な整備⁽⁸⁷⁾」が行なわれたのである。こうした当該期の政策の特質を勘案すれば、靈龜三年格が手続き問題の法令であるという点を重視する私見は、必ずしも的にはずではないようと思われる。即ち、律令制支配の法制的整備という当時の政治的動向の中に、この格も位置づけられると考えるるのである。

そして、このような靈龜三年格の前提として、文書作成などを担当する史生の増員が、京職に行なわれたと解釈できるのではないかだろうか。従つて、この格は京職にあてられたものであると、結論づけるのである。

七

これまでの考察によつて、靈龜三年格が京職にあてられたものであり、宅地売買の手続きに関する内容をもつ法令であることが明らかになつたと考える。従つて、靈龜三年格の取意文である「経^レ職売買。即立^ミ券文」における「売買」は、宅地売買であり、永売とみることができよう。

そして、この格が、あくまで「経^レ職売買。即立^ミ券文」という手続きを強調している点を考えるならば、一つの推測が可能になる。それは、靈龜三年当時の現行法である大宝令に、すでに宅地売買を認める規定が存したのではないか、という推測である。この格を、宅地売買を最初に認める法令として、あるいは宅地売買を禁止する法令として理解することは難しい。それは、古記の文

章が取意文であるとしても、「即立^ニ券文」という手続きにこそ、格の主旨があつたと思われるからである。従つて、それ以前に、宅地売買自体は法的に規定されていたと考えられる。そして、その規定は、田令宅地条であつたとみるのが妥当であろう。大宝田令宅地条は、^(集解)古記が全くみえないことから、その存在が疑問視されてきた。⁽⁸⁸⁾しかし、靈龜三年格を以上のごとく理解するならば、大宝田令宅地条の存在がうかがえるのではなかろうか。即ち、靈龜三年格は、大宝田令宅地条の存在の傍証ともなり得ると思うのである。

従つて、私は、この格を墾田永年私財法以前の墾田を含めた土地永売の史料とする菊地氏の見解には、疑問をもつてゐる。京職にあつたこの格の主旨は、「即立^ニ券文」という点にある。そして、「國亦放^ニ此耳」とは、菊地氏の指摘通り古記の注文と思われるが、この部分こそ賃租条の内容に関する解釈と考える。つまり、京内の地目としては原則として広義の宅地のみが存在し、一般の行政区画である「國」には、宅地・園地・田が存在する。そして、「國亦放^ニ此耳」とは、その園地及び田についても、宅地と同様に「即立^ニ券文」という手続きをとるべきである、という意味なのではなかろうか。その点については、賃租条(B)⁽⁸⁹⁾の古記が、「園」について解釈していることが注目される。いずれにしても、この古記の文章に、墾田永売の事実を指摘することはできない。

そして、土地売買(永売・賃租)に際して券文を立てるという手続きが、大宝令文ではなく、この格によって单独施行されて、

養老令文に採り入れられたとされる菊地氏の見解も、やはり検討の要があると思われる。なぜならば、「養老令には大宝以後格によつて発布された重大な令文修正の事項をほとんど載せていない」⁽⁹⁰⁾という点が、すでに指摘されているからである。

「即立^ニ券文」という手続きは、土地売券によくみられる「依式立^ニ券文」という文言と関連すると考えられる。中田薰氏は、その「式」は「別式」であるとされ⁽⁹¹⁾更に奥野中彦氏は、それを大宝令施行時のものと考えておられる⁽⁹²⁾。奥野氏は、この格に関する菊地説の難点に、「職を経た売買に、以前には券文をたてない場合があつたことになる点」をあげ、「職を経る売買には券文がたてられる。この券文によつて國もまたその売買による所有権移転を認定するといつてゐるのではないであろうか。(中略)券文をたてることがその年に定まつたからではなく、券文にたいする職と國との関係、とくに前者、職を経た売買の國におよぼす関係を直截にのべたものであろう」と指摘される⁽⁹³⁾。しかし、この奥野氏の見解には疑問がある。靈龜三年格の「職」は、繰り返し述べたように、左右京職か摂津職のことである。左右京職は、いふまでもなく、平城京の左京・右京を各々管轄する官司である。つまり、京外を管轄する大和國の國司とは、管轄地域が異なる。また、摂津職は、職員令摂津職条によれば、

摂津職^ニ津國⁽⁹⁴⁾

とある。そして、延暦十二年三月九日に摂津職が廃止されるまで、他に國司が任じられるることはなかつた。従つて、土地売買の「公券」作成においても、左右京職と摂津職は、各々國とは全く

無関係に「上司判」を与えていたのである。従つて、靈龜三年格に「職を経た売買の國におよぼす関係」を指摘される奥野説には、従うことができない。

土地売買時の立券という手続きが、どの段階で法的に規定されたかを明らかにするのは、再論を要する問題である。それには、

やはり前述の「式」と靈龜三年格との関係を、明らかにしなければならない。更には、「別式」そのものについての検討も不可欠であろう。そして、一般的には「公券」は三通作成し、国・郡・買人が各々保持するという原則も、「式」によるものである。その点からも、「式」の検討は、日本古代の土地所有論の一視点にもなり得ると考える。それを次の研究課題とし、擱筆したい。

以上、多くの推論を重ね、当然と思われることを冗長に論じた

嫌いがあるが、大方の御叱正・御教示をいただければ幸甚であ

る。

註

(1) 菊地氏の研究は、『日本古代土地所有の研究』(東京大学出

版会、一九六九年)にまとめられている。

(2) 村山光一『研究史班田収授』(吉川弘文館、一九七八年)二二一頁。

(3) 吉村武彦「賃租制再検討の視角」(『日本古代の社会と経済』下巻、吉川弘文館、一九七八年)、伊藤循「日本古代における私的土地位所有形成の特質」(『日本史研究』一二二五、一九八一年)。

(4) 菊地前掲書一七六一八〇頁。

(5) 『続日本紀』(新訂増補国史大系本による。以下同じ)五一頁。

(6) 『大日本古文書』三一四一頁。

(7) 『続日本紀』一二一頁。

(8) 『令集解』(新訂増補国史大系本による。以下同じ)三六一頁。
なお、(A)(B)は義解や集解各説の付せられた位置を示す。

(以下同じ)

(9) 同右。

(10) 松原弘宣「『令集解』における大宝令」(『史学雑誌』八三一、一九七四年)五一頁の表8を参照。

(11) 吉田孝「類聚三代格」(『国史大系書目解題』上巻、吉川弘文館、一九七一年)三五一頁。

(12) 菊地前掲書一七九頁。

(13) 同右四三〇頁。

(14) 日本思想大系『律令』(岩波書店、一九七六年)五七六頁の補注19bでは、「職は左右京職」とみなしているが、その理由にはふれていない。

(15) 京戸が京外の土地を売買した場合には、京職ではなく、その土地の所在地の官司が売券作成に関与する。この点は、現存の売券から確認ができる。従つて、「経職売買」という場合は、その売買対象地が「職」の管内に存在したことになる。

(16) 『令集解』一五一頁。

(17) 同右一六四頁。

(18) 同右一五六頁。

(19) 同右一五三頁。ただし、同書の凡例によれば、この部分は行間に墨書きで書入れられたものと思われる。

(20) 『律令』(前掲)一八九頁の左京職条頭注。

(21) 『令集解』一五二頁。

(22) 『訳註日本律令』二(東京堂出版、一九七五年)一三八一

頁。

同右。

(23) 穴記の成立年代については、延暦説と弘仁・天長説があるが、どちらにしても平安遷都以後である（井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」「律令」（前掲）、七八四—七八五頁）。

(24) 『類聚三代格』（新訂国史大系本による。以下同じ）卷十五・校班田事、四二八頁。

(25) すでに大同二年にも、

十一月庚子。停_ニ京戸口田授_ニ外国之例。

という措置がとられている（『類聚国史』（新訂国史大系本による）卷百五十九・田地上・口分田、一二二頁）。なお、秋山国三氏は、「大同」（八〇七）年一一月にも『停_ニ京戸口田、授_ニ外国之例』とあって京内になお残存した口分田を排除している」と述べておられる（「平安京における宅地配分と班田制」『京都「町」の研究』法政大学出版局、一九七五年、七三頁）。しかし、これは秋山氏の誤解であろう。

(26) 『平安遺文』十巻補四六号。この史料については、米田雄介「摂津国租帳に関する基礎的考察」（『書陵部紀要』二四、一九七二年）が詳しい。

(27) 宮本救「山城国葛野郡班田図について」（『続日本紀研究』六一三、一九五九年）一八頁。

(28) 村井康彦「平安京の形成」（『京都の歴史』1平安の新京、学芸書林、一九七〇年）及び秋山前掲（26）論文が詳しい。

(29) 『延喜式』（新訂国史大系本による。以下同じ）九二一頁。

(30) 『続日本後紀』（新訂国史大系本による）七七頁。

(31) 大井重二郎「平城京と条坊制度の研究」（初音書房、一九六年）一七四頁。

靈龜三年十月三日格について

(33) 『延喜式』九二一頁。

(34) 『類聚三代格』卷十六・閑廃地事、四八五頁。

同右。

(35) 『日本三代実録』（新訂国史大系本による）一八三頁。

(36) 弥永貞三「律令制的土地所有」（岩波講座『日本歴史』3、岩波書店、一九六二年）四七頁、西別府元日「奈良朝前半の墾田法について」（『日本史研究』二三一、一九八一年）三九頁を参照。

(37) その他にも、平安京内の水田の存在を示す史料はあるが、九世紀末以降のものであり本稿の対象外である。この点については、阿部猛「京戸田について」（『日本歴史』一五二、一九六年四月丁丑条）から、京内の麦の栽培が知られる。

(38) 村井前掲（29）論文三二三頁。なお、『日本後紀』弘仁二年四月丁丑条（新訂国史大系本による、九九頁）から、京内の麦の栽培が知られる。

(39) 秋山前掲（26）論文七三頁。

(40) 同右。

(41) 寺野久「律令国家と都市」（『大系日本国家史』1古代、東京大学出版会、一九七五年）二三一頁。

(42) 秋山前掲（26）論文七三頁。

(43) 虎尾俊哉「延喜式」（『古代の日本』9、角川書店、一九七一年）三一六頁。

(44) 『大日本古文書』四一五二〇頁。

(45) 同右六一七四頁。

(46) これらの史料については、岸俊男「東大寺領越前庄園の復原と口分田耕官の実態」（『日本古代籍帳の研究』、培文房、一九七三年）三七九—三八〇頁を参照。

(47) 『続日本紀』一九三頁。『続日本紀』における左右京の免

租の記事は、これ以外にもかなり見出される。

- (48) 直木孝次郎「平城京の人びと」(『古代史の人びと』、吉川弘文館、一九七六年)四四頁。

- (49) 『続日本紀』三七頁。

- (50) 関晃・青木和夫「平城京」(『日本歴史講座』第一巻、東京大学出版会、一九五六年)二三九一二四〇頁。

- (51) 『日本書紀』(岩波日本古典文学大系本による)下一一四二七頁。

- (52) 岸俊男「飛鳥から平城へ」(『古代の日本』5、角川書店、一九七〇年)二五八頁を参照。

- (53) 『令集解』一五三頁。

- (54) 「大宝令復原研究の現段階」(『法制史研究』三〇、一九八〇年)一八三頁を参照。

- (55) 滝川政次郎「律令の研究」(刀江書院、一九三一年)四四八一四四九頁。

- (56) 『令集解』二八二頁。

- (57) 『続日本紀』四五二頁。

- (58) 『令集解』一五一頁。

- (59) 同右三九三頁。

- (60) 吉村武彦「律令制的班田制の歴史的前提について」(『古代史論叢』中巻、吉川弘文館、一九七八年)三一三頁。

- (61) 主な復原案については、村山前掲書を参照。

- (62) 吉村武彦「律令国家と土地所有」(『大系日本国家史』1古代、東京大学出版会、一九七五年)二六八頁。

- (63) 吉村前掲(60)論文三一五頁。

- (64) 秋山前掲(26)論文八〇頁。

- (65) 井上満郎氏も同様の指摘をされている(『研究史平安京』、

吉川弘文館、一九七八年、二一八一二九頁)。

(66) 『令集解』一五三頁。また、京職の職掌に関して、古記が「莫_レ課_ニ殖桑漆」^ニと解釈していることによつて、「課_ニ殖桑漆」が何らかの形で大宝令に規定されていたことがうかがえる。つまり、この古記は、大宝田令桑漆条の存在の傍証になり得ると考える。

(67) 『類聚三代格』卷十五・校班田事、四二八頁。

(68) 承平四年五月一日の宣旨「応_レ令_ニ京内庶人以上_ニ播_シ殖桑樹_ニ事」及び天暦六年五月十五日の宣旨「応_レ加_ニ嚴制_ニ令_ニ播_シ殖桑樹_ニ事」(ともに『政事要略』(新訂国史大系本による)卷六十・交替雜事、五一四頁)。前者には、「宜仰京内。同令種樹者。両職承知」とあり、京内の土地で桑を栽培することを命じたものと理解できる。

(69) 『延喜式』五一六頁。

(70) 吉村前掲(60)論文三二八頁の註(62)を参照。

(71) 『類聚三代格』四八六頁。

(72) 『大日本古文書』三一三三頁。

(73) 吉田孝「律令制と村落」(岩波講座『日本歴史』3、岩波書店、一九七六年)一四七頁。

(74) 『大日本古文書』四一一八頁。

(75) その経緯については、角田文衛『佐伯今毛人』(吉川弘文館、一九六三年)二四二二五〇頁に詳しい。

(76) 『令集解』三六一頁。

(77) 同右。

(78) 同右一五三頁。

(79) 『律令』(前掲)一八九頁の左京職条頭注。

(80) 『令集解』一五三頁。

(81) 『続日本紀』六六頁。ただし、元興寺は、『続日本紀』の編著者が大安寺と誤記したものと考えられる（井上薰「道慈」『日本古代の政治と宗教』、吉川弘文館、一九六一年、二五一页）。

(82) 同右七四頁。

(83) 同右五九頁。

(84) 同右六九頁。

(85) 吉村前掲（3）論文一一二頁。

(86) 野村忠夫『律令政治の諸様相』（塙書房、一九六八年）一三八頁。

(87) 同右一一一頁。

(88) 坂本太郎『大化革新の研究』（至文堂、一九三八年）五五二頁。

この宅地条同様に、集解に古記が全くみえない田令桑漆条が、大宝令に存在したと考え得ることは前述の通りである。従つて、古記の解釈がみえないことによつて、その当該条文が大宝令に存在しなかつたということを、一概に論じることはできない。なお、吉村武彦氏は、大宝令制下の家地売券が養老田令宅地条文と同様の手続きを経てゐる点を、大宝田令宅地条の存在の傍証とされる（吉村前掲（60）論文三二六頁の註（47））。

(89) 「園聽任売也」（『令集解』三六一頁）とある。

(90) 坂本太郎「大宝令と養老令」（『古典と歴史』、吉川弘文館、一九七二年）一六七頁。

(91) 中田薰「売買雜考」（『法制史論集』第三卷、岩波書店、一九四三年）三六頁。

(92) 奥野中彦「古代、『立券』に関する一・二の問題」（『日本歴史』二九七、一九七三年）一五頁。

(93) 同右一四一五頁。

(94) 『令集解』一五六頁。

(95) 『類聚三代格』卷五・分置諸国事、一九五頁。
(96) 「公券」及び「上司判」の定義は、中田前掲（91）論文に従う。

△付記△

本稿作成にあたり、村山光一先生には貴重な御教示を賜わつた。末筆ながら、厚くお礼申し上げます。

（一九八一・一・八成稿、同五・六改稿、同八・二六補訂）